

山梨県伝統工芸技能者表彰要綱

(目的)

第1条 県内に在住する伝統工芸技能者で技能、人格ともに極めて優れ、他の模範となる者を表彰し、伝統技能尊重気運の醸成を図り、技能者の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 表彰は知事が、次の各号に掲げる項目のすべてに該当する者について行う

- 1 次の伝統工芸職種のいずれかに従事している者であること。
 - ・織物 ・貴金属宝飾工芸 ・水晶宝石研磨 ・甲州水晶貴石細工 ・染色
 - ・印章彫刻 ・民芸 ・木竹工芸 ・粘土瓦 ・雨畑硯 ・甲州印伝
 - ・甲州花火 ・手漉和紙
- 2 極めて優れた伝統工芸技能を有し、他の模範と認められる者であること。
- 3 表彰に係る伝統工芸職種に、表彰の行われる年度の3月31日現在において30年以上従事し、かつ満年齢60歳以上の者であること。
- 4 伝統工芸業務に精励し、その業の育成・発展又は、継承に尽力した者で、その功績が著しく顕著な者であること。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年1回、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、市町村長並びに関係業界の長等が推薦した者の中から知事が選定する。

- 2 知事は、被表彰者の選定にあたり、これを公正かつ適切に行うため、選考委員会を設置することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、多様性社会・人材活躍推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成3年10月2日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年7月22日から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。